

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	コード	8309
提出日	2023/5/23	異動（予定）日	2023/6/23
独立役員届出書の提出理由	2023年6月23日に開催を予定する定時株主総会において選任議案として付議される社外取締役候補者7名を独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	松下 功夫	社外取締役	○														○		有
2	河本 宏子	社外取締役	○														○		有
3	麻生 光洋	社外取締役	○														○		有
4	加藤 宣明	社外取締役	○														○		有
5	鹿島 かおる	社外取締役	○														○		有
6	伊藤 友則	社外取締役	○														○	新任	有
7	渡辺 一	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の定める独立性判断基準を充足していることから、記載を省略しております。独立性判断基準及び当該基準に含まれる軽微基準の概要につきましては、「4. 補足説明」をご参照下さい。	松下氏は、日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループの元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しており、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長及び指名委員会委員長として、取締役会の実効性及び監督機能の更なる向上に尽力いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、2019年6月まで、JXTGホールディングス株式会社（現Eneosホールディングス株式会社）の相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
2	同上	河本氏は、大手航空会社で経営全般及び女性活躍推進担当として、企業経営及びダイバーシティに関する豊富な知識及び経験を有しており、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、報酬委員会委員長として、取締役会の監督機能の更なる向上に尽力いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、2017年3月まで全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、2023年3月まで株式会社ANA総合研究所の顧問を務めておりましたが、同社が属する企業グループの持株会社であるANAホールディングス株式会社（以下、「ANAHD」といいます。）と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、ANAHDの連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
3	同上	麻生氏は、福岡高等検察庁の元検事長、法科大学院元兼任教授として、法律に関する豊富な知識に加えて、組織マネジメントに関する経験を有しており、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、監査委員会委員長として、業務執行状況全般の監査の実効性及びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
4	同上	加藤氏は、グローバルな自動車部品メーカーの元取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しているほか、海外子会社における経営管理全般の経験も有していることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は2019年6月まで株式会社デンソーの相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。 上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

5	同上	鹿島氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識及び経験を有しているほか、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進等の会社経営の経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2019年6月まで、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
6	同上	伊藤氏は、国内外の金融機関での勤務経験を経て、一橋大学元教授及び早稲田大学現教授として、企業戦略、グローバル金融ビジネスに精通し、知識や経験を豊富に有していることから、社外取締役候補者といたしました。上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
7	同上	渡辺氏は、政府系金融機関の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有していることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、2022年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、その後同社の顧問(2023年6月退任予定)を務めておりますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高並びに当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。上記を踏まえ、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

<p>当社は、以下の通り、独立性判断基準及び当該基準に含まれる軽微基準を定めております。</p> <p><独立役員に係る独立性判断基準></p> <p>1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。</p> <p>① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者</p> <p>② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者</p> <p>⑧ 当社の主幹証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑨ 最近3年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人</p> <p>⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者</p> <p>⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者</p> <p>⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族又は同居の親族）である者</p> <p>2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。</p> <p>3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。</p> <p>取引先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること ・ 当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること <p>寄付金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領者が個人の場合：当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること ・ 受領者が法人の場合：当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。